

令和5年

# 第10回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

## 第10回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和5年9月21日  
訓子府町招集通知の日 令和5年9月21日  
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階 議会委員会室  
農業委員会開催日時 令和5年9月29日(金) 午後6時  
農業委員定数 14名

### 出席委員

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 細川孝雄  | 2. 久積隆志  | 3. 佐々木直幸 |
| 4. 佐藤浩基  | 5. 山田恵美子 | 6. 川脇健一  |
| 7. 齊藤博行  | 8. 小松寿治  | 9. 林浩幸   |
| 10. 高橋茂樹 | 11. 泉愉美  | 12. 山本拓志 |
| 13. 近藤覚  | 14. 古沢栄一 |          |

### 欠席委員

### 署名委員

9. 林浩幸 10. 高橋茂樹

### 事務局職員

事務局長 今田和則  
業務係長 高内淳次

### 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の一部取消しについて

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 今田局長                       | <p>令和5年第10回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——細川会長挨拶——</p>  |
| 今田局長                       | <p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしく願いいたします。</p>   |
| 議長<br>(細川会長)               | <p>ただいまから令和5年第10回農業委員会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。</p>  |
| 今田局長                       | <p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p> <p>ご報告を申しあげます。</p>   |
| 議長                         | <p>本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p> <p>本日の議件は議案が2件でございます。本日の議事録署名委員は9番林委員、10番高橋委員にお願いいたします。</p> <p>——議案第1号——</p>  |
| 議長                         | <p>議案第1号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は3件となっております。事務局説明願います。</p>   |
| 高内係長                       | <p>議案第3号について説明いたします。</p> <p>今回は3件の申請は、使用貸借の期間が令和5年9月29日までとなっていることから期間満了となるため、改めて使用貸借の期間を10年間として再設定するものとなっております。</p> <p>(以下3件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> |
| 高内係長                       | <p>今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>   |
| 議長                         | <p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>   |
| 山本委員<br>川脇委員<br>近藤委員<br>議長 | <p>柏丘は特に問題ありません。</p> <p>常盤についても特に問題ありません。</p> <p>福野についても特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>                                     |
| 議長<br>近藤委員<br>議長           | <p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>   |
| 議長<br>久積委員                 | <p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。特に問題ありません。</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| 議長         | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。<br>——ありませんの声——   |
| 議長         | 以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。<br><br>——議案第2号——  |
| 議長<br>高内係長 | 議案第2号を上程します。事務局説明願います。<br>議案第2号について説明いたします。<br>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)   |
| 高内係長       | 今回の一部取消しの8筆については、令和5年6月30日の総会で贈与の許可をしたものですが贈与税の納税猶予の対象農地となっております。<br>贈与税の納税猶予は、贈与者又は贈与を受けた方が亡くなった場合には税金が免除されることとなりますが、今回のように贈与を受けた方が納税猶予期間中に他者へ贈与する場合、贈与税と納税猶予されていた期間の利子税が加算された金額が課税されることとなります。<br>このようなことから許可の取消し願いがあったものとなりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長         | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。<br>——ありませんの声——   |
| 議長         | 疑義が無いようなので、可決決定いたします。<br><br>以上で本日の議件を全部終了いたしました。<br><br>上記会議の顛末を記録し議事録とする。<br>令和5年9月29日<br>訓子府町農業委員会<br>会長 細川 孝雄<br><br>議長<br><br>署名委員 9番<br><br>署名委員 10番   |